

議案第 7 号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改め、同条第5項中「公告し、又は」を削り、「利用」の次に「その他の規則で定める方法」を、「書類」の次に「（同項第2号、第4号及び第5号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第2号において「特定申出添付書類」という。）」を加え、「1月間」を「2週間」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 特定申出添付書類に記載された事項

第3条に次の1項を加える。

6 前項の規定による公表は、第1項の申出をした特定非営利活動法人が、指

定特定非営利活動法人となった日までの間、又は市長が定める日までの間、行うものとする。

第4条第1項第4号中「これ」を「当該書類（ア、イ（前条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。）又はウ（第10条第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第10条中第8項を第9項とし、同条第7項中「前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項第1号、第2号（第3条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。）又は第3号（第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類を閲覧させるときは、前項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第11条第1項中「書類」の次に「（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第12条第1項中「これ」を「当該書類（第1号、第2号（第3条第3項第2号及び第5号に掲げる書類に限る。）又は第3号（第10条第2項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第13条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

第14条第3項中「第10条第6項」の次に「及び第7項」を加え、「同項」

を「これら」に改める。

第17条第2項第2号中「第8項」を「第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

(縦覧等に関する経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第6項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項の申出があった場合について適用し、施行日前に改正前の条例第3条第1項の申出があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

3 新条例第11条第1項の規定は、新条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人（以下この項において「指定特定非営利活動法人」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

公表等の対象となる書類について、その公表等の対象から個人の住所又は居所を除外すること、指定特定非営利活動法人の提出書類を削減すること等のため、この条例を制定するものである。